

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	九州旅客鉄道株式会社			コード	9142
提出日	2025/5/28	異動（予定）日	2025/6/20		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	山本 ひとみ	社外取締役	○										△					有
2	田中 卓	社外取締役	○													○		有
3	小笠原 浩	社外取締役	○										○					有
4	藤林 清隆	社外取締役	○										△					有
5	小澤 浩子	社外取締役	○													○		有
6	小田部 耕治	社外取締役	○													○		有
7	藤田 ひろみ	社外取締役	○													○		有
8	大神 朋子	社外取締役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	山本ひとみ氏は、全日本空輸株式会社の出身者であります。現在は同社の業務執行者ではありません。同社と当社の間で、旅行代金の支払い等の取引関係がありますが、その取引金額は当社の定める独立性基準（4.補足情報参照）の範囲内です。	全日本空輸㈱入社後、その経歴を通じて培ったサービス・安全・ダイバーシティ・危機管理・人材戦略に関する高い知見・見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、十分に独立性を確保できていると判断しており、独立した立場から当社の経営を監視していただけるものと考え、独立役員に指定しております。
2		りそな信託銀行㈱（現㈱りそな銀行）及び東洋テック㈱にて経営に携わっており、その経歴を通じて培った安全、財務、IT・DX及び経営の専門家としての経験、見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、十分に独立性を確保できていると判断しており、独立した立場から当社の経営を監視していただけるものと考え、独立役員に指定しております。
3	小笠原浩氏は、株式会社安川電機の代表取締役会長であります。同社と当社の間で、不動産の賃貸借等の取引関係がありますが、その取引金額は当社の定める独立性基準（4.補足情報参照）の範囲内です。	㈱安川電機製作所（現㈱安川電機）入社後、その経歴を通じて培ったIT・DX、人材戦略及び経営の専門家としての経験、見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、十分に独立性を確保できていると判断しており、独立した立場から当社の経営を監視していただけるものと考え、独立役員に指定しております。
4	藤林清隆氏は、三井不動産株式会社の出身者であります。現在は同社の業務執行者ではありません。同社と当社の間で、不動産関連等の取引関係がありますが、その取引金額は当社の定める独立性基準（4.補足情報参照）の範囲内です。	三井不動産㈱及び三井不動産レジデンシャル㈱にて不動産事業並びに経営に携わっており、その経歴を通じて培った不動産戦略及び経営の専門家としての経験、見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、十分に独立性を確保できていると判断しており、独立した立場から当社の経営を監視していただけるものと考え、独立役員に指定しております。
5		ソニーグループ企業及びソニー・ピクチャーズの出資会社にて経営やブランドマネジメントに携わっており、また、人材育成やダイバーシティに関するセミナー等も積極的に実施しております。その経歴を通じて培った企業経営、サステナビリティ及びダイバーシティ推進に関する経験、見識からの視点に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、十分に独立性を確保できていると判断しており、独立した立場から当社の経営を監視していただけるものと考え、独立役員に指定しております。
6		長年にわたり警察行政に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの経験と実績を生かし、独立した立場から経営の監督とチェックを行うことを期待したためです。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、十分に独立性を確保できていると判断しており、独立した立場から当社の経営を監視していただけるものと考え、独立役員に指定しております。

7		税理士としての豊富な経験と幅広い見識を生かし、独立した立場から税務の専門家の観点で取締役の職務遂行を監査することを期待したためです。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、十分に独立性を確保できていると判断しており、独立した立場から当社の経営を監視していただけるものと考え、独立役員に指定しております。
8		弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を生かし、独立した立場から法律家の観点で取締役の職務の執行を監査することを期待したためです。また、同氏は、証券取引所が定める独立役員の要件及び当社社外役員独立性判断基準を充足しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことから、十分に独立性を確保できていると判断しており、独立した立場から当社の経営を監視していただけるものと考え、独立役員に指定しております。

4. 補足説明

当社の社外役員について、以下のいずれにも該当しない場合、独立性を有するものとします。 - 現在又は過去10年間のいずれかの事業年度における、当社又は当社子会社（以下「当社グループ会社」という）の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員、その他使用人をいう。以下同じ） - 現在又は過去3年間のいずれかの事業年度における、当社グループ会社の業務執行者（ただし、重要な使用人に相当する職以上の立場にある者に限る）の配偶者又は2親等以内の親族 - 当社を主要な取引先とする者（直前3事業年度において、平均してその者の年間連結売上高の2％を超える支払を当社から受けている者）、又はその者が法人等の場合には、当該法人の業務執行者 - 当社の主要な取引先である者（直前3事業年度において、平均して当社の年間連結売上高の2％を超える支払を当社に行っている者）、又はその者が法人等の場合には、当該法人の業務執行者 - 当社の主要な借入先である者（直前3事業年度において、平均して当社の年間連結総資産額の2％を超える貸付を行っている者）、又はその者が法人等の場合には、当該法人の業務執行者 - 当社からの役員報酬を除く報酬等が、現在又は過去3年間の事業年度において、平均して年間1,000万円を超える法律専門家等、又はその者が法人等に属する場合には、当該法人等の連結売上高の2％を超える支払を当社から受けている者 - 当社からの寄付が、現在又は過去3年間の事業年度において、平均して年間1,000万円を超える団体等の理事その他業務執行者 - 当社の主要株主（議決権総数に対し10％以上の議決権を有する株主）、又は当該主要株主が法人等の場合には、当該法人の業務執行者 - 上記3～8のいずれかに該当する者（ただし、重要な使用人に相当する職以上の立場にある者に限る）の配偶者又は2親等以内の親族 - 上記1～9のほか、当社と利益相反関係にあるなど、独立社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者		
--	--	--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。